

環境大臣 石原 伸晃 様

除染に関する緊急要望書

本村の当面する最大の課題は、放射能で汚染された土地・家屋・農地・森林等の早期除染であり、このことなくして村の復興・再生はありえない。したがって、村民が安全で安心して帰村できる環境すなわち徹底した除染が不可欠である。

ついては、次の項目について十分な予算確保と迅速な除染のための態勢を強化するよう強く要望する。

記

1. 仮置き場の早期建設を図ること。
2. 除染不可能な建物・工作物の基準を早期に明確化すること。
3. 除染に伴う減容化施設（小型仮設焼却炉3基）を設置すること。
4. 除染に伴う可燃性廃棄物減容化実証事業（飯舘村蔭平地内設置予定）の機種選定審査委員会の外部委員に飯舘村代表者1名を加えること。
5. 不適切な除染の再発防止策を徹底すること。
6. 除染の監視態勢を強化するため、地元の住民を活用し併せて財源

の確保を行うこと。

7. 森林除染については、長期的になることから森林の再生を目的に自治体に委託し、財源の確保も併せて行うこと。
8. 森林除染のスピード化と減容化を図るため、バイオマス発電所の建設を進めること。
9. 除染に伴う同意取得を円滑に行うため、地元の住民を活用し併せて財源の確保も行うこと。
10. 除染が計画より大分遅れており、スピード感をもって実施すること。併せて現在の環境省職員態勢をさらに強化すること。
11. 農地の除染後、地力増進のための対策を講じること。
12. 農業用ため池及び河川の除染についても、実施すること。
13. 除染実施の際、環境省の規則基準にこだわることなく、被災住民に寄り添った弾力的な除染を行うこと。
14. 除染に伴う家庭用廃棄物の保管場所を早期に建設すること。
15. 中間貯蔵施設の建設場所の早期特定と完成を目指すこと。

平成25年1月23日

福島県相馬郡飯舘村長 菅野 典雄

福島県相馬郡飯舘村議会議長 佐藤 長平